

[3] 写 真 管 理 基 準

1. 適 用

この写真管理基準は、福岡県農林水産部（水産林務関係）が発注する工事の工事写真の撮影に適用する。

2. 写真撮影の要点

工事記録写真は契約書の設計図書に照らして、工事が適正に施工されたことを証明するものであり、特に工事完成後の不可視部分についての立証資料となるので、次の点に十分注意して撮影しなければならない。

（１）工事写真は写真撮影要領に基づき撮影すること。ただし工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加削除するものとする。

なお該当工種がない場合は、撮影計画書を作成し監督員と協議するものとする。

（２）工事の内容を十分理解し、写真の目的を把握して撮影すること。

（３）管理する目的物の現状、形状及び寸法がはっきりとわかるように、鋼尺、箱尺、リボンテープ、ポール等をあてて撮影すること。

（４）写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写し込みこと。ただし、工事着手前写真、工事完成写真については位置が写真で判断できれば省略できるものとする。

- | | | |
|-------|-------|---------|
| ①工事名 | ②工種等 | ③測点（位置） |
| ④設計寸法 | ⑤実測寸法 | ⑥略図 |

3. 工事記録写真の分類

工事記録写真は次のように分類する。

- （１）工事着手前及び完成写真
- （２）施工状況写真
- （３）安全管理写真
- （４）使用材料写真
- （５）品質管理写真
- （６）出来形管理写真
- （７）災害写真
- （８）事故写真
- （９）その他（環境、補償、検査等）

4. 写真の整理及び提出

- (1) 写真の信憑性を考慮し、写真加工は認めない。ただし黒板情報の電子的記入については不正な写真加工には該当しないものとする。
- (2) 写真の色彩やサイズは、以下のとおりとする。
 - ①写真はカラーとする。
 - ②有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度＝1,200×900程度～2,000×1,500程度)
- (3) 電子納品の場合の工事写真の形式及び整理方法
福岡県農林水産部(林務関係・水産関係)電子納品運用ガイドラインによるものとする。
- (4) 電子納品以外の場合の工事写真の形式及び整理方法
写真を電子納品としていない場合は次によるものとする。
 - ①工事写真として、工事写真帳(原則として工事用アルバム)を工事完成時に1部提出すること。
 - ②工事写真帳における写真の大きさは、サービスサイズ(Lサイズ)程度とすること。
ただし、着手前及び完成写真等は、キャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。また、監督員が指示する場合は、その指示した大きさとすること。
- (5) 写真の撮影及び整理は受注者の責任において行い管理すること。
- (6) 監督員の指示する写真は、提出時期及び提出部数について指示に従うものとする。

5. ICT施工技術の活用

受注者は、ICT施工技術を活用して出来形管理や品質管理を行う場合は、写真管理の撮影頻度及び撮影方法について事前に監督員と協議しなければならない。

※国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を準拠して出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

6. 写真撮影要領

別表に示す。

※「撮影頻度」は原則とし、監督員と協議の上変更できるものとする。